

ベトナムの送出国機関の適正性を証明する書類の添付について【2017.06.16】

本年6月6日に、ベトナムとの間で2国間取決めがなされましたが、ベトナムにおける送出国機関の認定作業には数か月の時間を要することが見込まれます（2国間取決めの中で、ベトナム側の約束として、2018年4月1日までに当該作業を終えることとなっています）。このため、監理団体の許可申請に当たっては、当面の間、他国の場合と同様に、送出国機関の適正性を証明する書類等（「外国の送出国機関の推薦状」を含む、「監理団体許可関係申請に係る提出書類一覧・確認表」の③①、③②～③③）を添付していただく必要がありますので、ご注意ください。

（2017年10月3日追加掲載）一部のベトナム送出国機関について、「外国の送出国機関の推薦状」の提出が不要になりました。2017年10月3日付け掲載の「重要なお知らせ」をご参照ください。